



News Letter

令和元年10月5日
発行
第91号

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)

高橋直美

奨学金返還支援の法的留意点

病院にとって優秀な看護師等の人材の養成、確保、定着を目的として、奨学金の返還支援制度を設けている病院も多いことと思います。病院側が看護学生に看護学校の入学金や学費相当額を奨学金として貸与し、そのかわり看護資格を習得した後は、その病院で一定期間勤務することを求め、当該期間を勤めあげれば貸付金の返済を免除するという形になっていることが多いかと思われます。

労働基準法第16条は、「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。」と定めています。これに反するような契約は無効となります。この労基法16条をめぐるのは、従前から研修や留学費用等の返還の定めが「違約金の定め又は損害賠償の予定」か否かについて、多くの裁判例が蓄積されています。

奨学金を貸与して、一定期間働いた場合は返済を免除するという形であれば、この条文には反しないようにも思われますが、実態は賃金の一部として支給されたものなのではないかということが問題になり、賃金の一部という話になると違約金の定めであると判断して無効となる可能性が出てきます。

仮に、「資格取得後6年間は勤務すること。その前に自己都合で退職した場合には奨学金全額を直ちに返済すること」という内容の約束をしたとします。看護師が3年勤めた後に自己都合退職した場合、最高裁の判断はなされていませんが、概ね奨学金全額の返還を認められることは少ないようです。

奨学金制度を設けるにあたっては、労働契約と奨学金貸与契約を分けることが必要です。また、就業規則にも奨学金を貸与した場合の規定を整備しておくことが重要です。

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

山口栄一

Q. マイカー通勤者は、病院所定の手続きで許可を出しています。許可を受けていない職員のマイカー通勤は規則で禁止していますが、無断でマイカー通勤し、通勤途中で事故にあった場合は通勤災害として労災の対象になるのでしょうか。

A. 通勤災害の給付対象になる通勤とは、「労働者が就業に関し住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復すること」と定められています。

例えば、いつもは電車又はバス通勤している職員が、たまたまマイカー通勤をしても、これを通常の通勤方法ではない、つまり合理的な方法ではないと言うことはできません。マイカー通勤は、病院への届出とは関係なく、一般に通常用いられる方法であり、合理性を否定する理由にはなりません。したがって、マイカー通勤の許可を得ず、また規則に違反していたとしても、就業に関しては合理的な経路によっている限り通勤災害となり、労災の対象になります。

以上のように、通勤届自体の位置づけは労災とは無関係なものと言えます。但し、あくまでも労災との関係であり、病院として、通勤災害に遭遇した人に見舞金を支給するような制度があれば、届出と異なる経路の場合には不支給とすることもできます。もちろん正規に届出をしていなかったことを理由に制裁を行うことも可能です。この場合、就業規則に制裁の定めが必要です。

ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター（茨城県医師会内）

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

「医療機関の勤務環境改善研修会」のご案内～医療機関に対する労働時間等説明会～

茨城県医療勤務環境改善支援センター

第一回

日 時：令和元年11月6日（水）14:00～16:00
 会 場：つくば国際会議場小会議室303（つくば市竹園2-20-3）【定員50名 先着順】
 講演1：「宿日直及び医師の研鑽等と労基法上の取扱いについて」
 講 師： 茨城労働局土浦労働基準監督署
 講演2：「医療機関の働き方改革について」
 講 師： 高橋人財労務事務所/医療労務管理アドバイザー 高橋 勉 氏
 講演3：「地域医療構想の推進について」、「医師偏在対策について」
 講 師： 茨城県保健福祉部医療局医療政策課、医療人材課

第二回

日 時：令和元年11月14日（木）14:00～16:00
 会 場：日立シビックセンター5階503号室（日立市幸町1-21-1）【定員48名 先着順】
 講演1：「宿日直及び医師の研鑽等と労基法上の取扱いについて」
 講 師： 茨城労働局日立労働基準監督署
 講演2：「医療機関の働き方改革について」
 講 師： 山口社会保険労務士事務所/医療労務管理アドバイザー 山口 栄一 氏
 講演3：「地域医療構想の推進について」、「医師偏在対策について」
 講 師： 茨城県保健福祉部医療局医療政策課、医療人材課

第三回

日 時：令和元年11月27日（水）14:00～16:00
 会 場：県立健康プラザ3階会議室1・2（水戸市笠原町993-2）【定員48名 先着順】
 講演1：「宿日直及び医師の研鑽等と労基法上の取扱いについて」
 講 師： 茨城労働局水戸労働基準監督署
 講演2：「医療機関の働き方改革について」
 講 師： ソトコンサルティングオフィス代表/医療労務管理アドバイザー 外山 博敏 氏
 講演3：「地域医療構想の推進について」、「医師偏在対策について」
 講 師： 茨城県保健福祉部医療局医療政策課、医療人材課

対象者

院長、勤務医、看護部長、労務管理部分の管理者、医療従事者等

申込方法

下の申込用紙に必要事項を記入のうえ、11月1日（金）までに
 FAXにてお申込みください。（様式はHPからも入手可）
 詳しくはホームページで ⇒ 茨城県医療勤務改善支援センター

茨城県医療勤務環境改善支援センター 行

FAX：029-303-5116

「医療機関の勤務環境改善研修会」参加申込書

参加ご希望の方は、各研修会場番号に○印を付け、必要事項を記載のうえお申し込みください。

1	つくば会場 （つくば国際会議場） 11月6日（水） 14:00～16:00	2	日立会場 （日立シビックセンター） 11月14日（木） 14:00～16:00	3	水戸会場 （県立健康プラザ） 11月27日（水） 14:00～16:00
---	--	---	--	---	---

医療機関名			
所在地	〒		
		(TEL	- -)

【参加者名】

職 種	氏 名